

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年4月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500580 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600002 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 6 月 24 日の標準賞与額に係る記録を 1 万 9,000 円とすることが必要である。

平成 23 年 6 月 24 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 46 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 23 年 6 月 24 日

平成 21 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日まで勤務していた A 社において、育児休業期間中の同年 6 月 24 日に賞与として支払われた業績一時金が、会社の届出が遅れたために将来の年金給付に反映されない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。当該賞与（業績一時金）に係る年金記録を訂正し、年金給付に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された平成 23 年 6 月度の給与明細及び同年に係る賃金台帳並びに事業主の回答により、請求者は同年 6 月 24 日に A 社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、平成 22 年 9 月 8 日から平成 23 年 6 月 30 日まで、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく、育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、事業主が請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 26 年 8 月 28 日に届け出したことにより、当該期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付は行われない記録となっているが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、当該育児休業等の開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、上記給与明細及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届における当該賞与額から、1 万 9,000 円とすることが必要である。

る。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500552 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1600001 号

第 1 結論

昭和 40 年＊月から昭和 53 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年＊月から昭和 53 年 3 月まで

私は、婚姻後の昭和 44 年 11 月に、それまで国民年金に未加入であったため、A 農協の 2 階に来ていた B 町役場の職員に対して国民年金の加入手続を行った。その後、昭和 44 年 11 月に肌色の年金手帳と納付書が送られてきたため、夫と二人で同町役場の窓口に行き、当該納付書により、金額は明確ではないものの、昭和 40 年＊月から昭和 44 年 10 月までの約 4 年分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。

昭和 44 年 11 月以降の国民年金保険料については、私又は夫が、二人分の保険料と一緒に集金人に納付し、年金手帳（納付書方式になってからは領収書）に領収印を押してもらった。その年金手帳と領収書は全て捨ててしまったが、請求期間に係る国民年金の記録において、夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっているのは納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、婚姻後の昭和 44 年 11 月に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金に係る加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後に係る任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和 53 年 10 月頃であったと推認され、請求者の主張する時期とは一致しない。

また、請求者は、請求期間のうち、昭和 40 年＊月から昭和 44 年 10 月までの期間について、加入手続後の同年 11 月に当該期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付し、また、同年 11 月から昭和 53 年 3 月までの期間については、毎月集金人に納付したと主張しているが、一緒に納付していたとする夫は既に亡くなってしまっており、請求者も納付金額を明確に記憶していないとしていることから、当時の納付状況を確認することができない上、請求期間を通じて同じ町に居住していた請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうか

がわせる事情は見当たらず、その形跡もないことから、前述の推認される加入手続時点（昭和 53 年 10 月頃）までは、請求者は、国民年金に未加入であり、請求期間当時において請求期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、請求期間の国民年金保険料については、請求者の推認される加入手続時点（昭和 53 年 10 月頃）においては、第 3 回特例納付制度を利用しての納付は可能であるが、請求者は、当該特例納付制度についての記憶はない旨を陳述している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500535 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600001 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 54 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月

A社において、平成 17 年 7 月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

調査の上、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社は、請求者の請求期間に係る賞与の支払について、「賃金台帳を保管しておらず、請求期間に係る請求者に対する賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答していることから、請求者の請求期間に係る賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者から提出された「平成 17 年分給与所得の源泉徴収票」からは、A社における平成 17 年に係る支払金額及び社会保険料控除額のそれぞれの年間総額は確認できるものの、請求期間の賞与支払額及び厚生年金保険料控除額は確認できない。

さらに、請求者は、請求期間に係る賞与の振込額を確認できる預金通帳を所持していない上、給与振込先の金融機関は、取引履歴を発行できるのは最長 10 年までである（請求期間に係る取引履歴は、10 年を超えている。）旨回答しており、請求期間に係る賞与の振込記録を確認することができない。

このほか、請求者は請求期間に係る賞与支給明細書等を所持しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。